

新型コロナウイルス感染症対策に係る
住民接種 実施計画（初版）

令和3年3月

綾町

新型コロナウイルス感染症対策に係る住民接種 実施計画

第1 概要

第2 基本的考え方

第3 対象者

1. 対象者の範囲
2. 接種順位
3. 接種対象者数の試算
4. 対象者への連絡

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方
2. 実施期間
3. 実務体制の確保
4. 接種体制確保について
5. 接種会場
6. 予約受付
7. 予防接種への同意
8. ワクチンの確保
9. 接種費用の支払い
10. 町民への情報提供、相談受付
11. 健康被害救済の申請受付、給付
12. 接種記録の管理
13. 個人情報保護
14. その他
15. 高齢者施設入所者及び従事者への接種
16. 接種当日の流れ

初版：令和3年3月

第1 概要

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、綾町に住民票を有する町民（以下、「町民」という。）の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組みながら、社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、開発が進められており、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な町の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安全なワクチンが開発され、必要なワクチンを確保できた際には、当該感染症のまん延防止のため、国や県の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種における実施計画の策定等の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等について示す。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 基本的考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意すること。

1. 住民接種が行われる際に、円滑に実施できるよう県や町内医療機関等と十分協議する。
2. 原則、町が設置する集団接種会場で接種を受けることとしているが、予約管理を行い会場セッティング等にも留意しながら3つの密を回避できるよう計画する。
3. 新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように、必要な医療体制を維持する。

第3 対象者

1. 対象者の範囲

- (1) 原則として綾町の区域内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。

2. 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下の通り。ただし、町が接種体制を調整する高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者
- 4 上記以外の者

3. 接種対象者数の試算

接種対象者数の算定は以下のとおり。総人口は令和3年1月1日現在、7,198人として算出。

種別	詳細	人数
医療従事者等	総人口の3%	216人
高齢者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の者の合計	2,628人
基礎疾患を有する者	総人口の6.3% (20～64歳)	453人
	総人口の4.9% (20～59歳)	353人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	108人
60～64歳の者	令和2年住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳の者の合計	511人
その他の者	総人口から高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳の者を除いた人数	2,250人
合計	※現時点で16歳未満の者は対象に含まれない	6,166人

4. 対象者への連絡

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種の通知を行う。

- 1 高齢者
- 2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じてさらに細分化する可能性がある。

第4 接種体制の構築等

1. 基本的考え方

町は町民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、福祉保健課健康増進係を中心に体制を整え、町民の安心安全に資する。

2. 実施期間

予防接種の手引きに示す期間とする。

3. 実務体制の確保

担当部門では新型コロナワクチン接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明、業務継続が可能なシフトの作成など、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、封入作業や会場設営、予約受付など外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減も検討していく。

4. 接種体制確保について

新型コロナワクチン接種にあたっては、県の協力が不可欠であるため、近隣自治体と情報交換しながら、県の協力を仰ぐ。また、集団接種の折には、多くの医療従事者等が必要になると見込まれることから、町内医療機関や健診機関等と協力して実施する。

なお、高齢者施設入所者や在宅の要介護者等が接種を行う場合は、別途個別に体制確保する。

5. 接種会場

会場は町が設置する綾町体育館での集団接種とする。また接種会場の運営は町が直接運営するものとする。

6. 予約受付

町民が集団接種会場で接種を行う際は、接種を行う医療従事者と事前に日時、接種人数を協議し、予約専用窓口で一括して予約を受け付ける。

受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく利用できるように、1日あたりの接種人数を可能な限り多くするよう配慮する。

予約電話番号：0985-77-2020

予約は1回目のみ行き、2回目の接種の日程については、接種間隔がワクチンメーカーによって決められていることから、1回目の接種日の待機時間に2回目の案内を行う。

7. 予防接種への同意

(1) 予診票

予診票については、国が示す様式を使用する。

(2) 接種不適合者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

①接種不適合者

- ・新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ・37.5℃以上の発熱を呈している者
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ・上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

②接種要注意者

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- ・予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・過去にけいれんの既往のある者
- ・過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ・接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- ・バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

(3) 接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際には、予防接種の有効性・安全性・予防接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行った上で、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り行うものとする。

(4) 16歳未満の予防接種

新型コロナワクチンの接種については、原則、保護者の同伴が筆世であることとし、同意等については予防接種の手引きに基づき取り扱うものとする。

8. ワクチンの確保

町は県から割り当てられた新型コロナワクチンを集団接種会場や往診を行う医療機関、高齢者施設等に割り当てる。また、冷凍ワクチンを集団接種会場や町内医療機関、高齢者施設等に冷蔵移送を行う際は、専用の保冷バックを使用して、町が責任をもって移送する。

9. 接種費用の支払い

町民が集団接種会場で接種した場合は、町が直接支払いを行う。

町民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、宮崎県国民健康保険連合会より請求を受け、支払う。

10. 町民への情報提供、相談受付

町は、町民に対して新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を広報誌やチラシ、防災行政無線等を用いて、積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

・自身の接種に関する事項（接種時期、接種場所、接種券、予診票等についての質問）

綾町コールセンター TEL:77-2020

・ワクチンの安全性等に関する質問

宮崎県福祉保健部健康増進課感染症対策室ワクチン接種担当

TEL：0985-26-4609

FAX：0985-26-1000

11. 健康被害救済の申請受付、給付

新型コロナワクチンの接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

12. 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を電子データに登録し、管理する。

13. 個人情報保護

新型コロナワクチンの接種に関する情報の中には、個人情報が含まれていることから、個人情報を適切に管理することが必要である。

個人情報の取り扱いについては、綾町個人情報保護条例（平成14年条例19号）に基づき、適切に管理する。

個人情報取り扱いの対象者は、令和4年4月1日現在で16歳以上の町民となり、情報管理は紙媒体及び電子媒体であり、綾町健康センター、委託機関及び接種会場において厳重に管理するとともに、目的外使用を禁止する。

14. その他

本計画に定めのないものは、都度、県や町内医療機関と協議を行い、決定するものとする。

15. 高齢者施設入所者及び従事者への接種

(1) 対象となる施設

番号	施設名	所在地	入所者数	従事者数
1	特別養護老人ホーム やすらぎの里 (介護老人福祉施設)	大字南俣561番地	72	54
2	グループホームコスモス苑 (認知症対応型共同生活介護)	大字南俣1116	19	19
3	綾町ケアハウスうるおいの里 (軽費老人ホーム)	大字南俣615	26	4
4	有料老人ホームあっとほーむのあ (有料老人ホーム)	大字北俣957-2	20	15
5	やすらぎの杜 (サービス付き高齢者向け住宅)	大字入野3282-1	40	29

(2) 入所者の接種順位及び接種会場

入所者の接種順位は、65歳以上高齢者に含まれ、医療従事者の次に優先して接種される。

接種会場は施設から外出できない高齢者がいること等から施設で接種する体制を整える。

(3) 施設従事者の接種

施設従事者の接種順位は、①医療従事者、②65歳以上高齢者、③基礎疾患を有する者に次ぐ4番目となる。

ただし、施設へ出向き接種する場合は、65歳以上高齢者の接種期間に行うため、その施設従事者については、65歳以上と同時に接種することができる。

(4) 接種等に関する施設への意向調査

対象となる施設については、事前に接種等に関する意向調査を行う。

16. 接種当日の流れ

- (1) 検温 会場入り口に非接触型自動温度測定カメラで検温を行い、特に問題が無ければ受付へ案内。
- (2) 受付 受付担当職員は本人確認を行い、予約一覧にチェック行う。
- (3) 待合 接種者は受付を終えたら呼び出しがあるまで指定された場所で待つ。
- (4) 予診 看護師が聞き取りにより予診を行う。
- (5) 診察 呼び出しがあったら医師から診察を受ける。
- (6) 接種 呼び出しがあったら接種場所で予防接種を受ける。
接種後、待機時間を記した待機票を接種者から受け取る。
- (7) 接種後の経過観察 接種者は接種後、アレルギー反応等の確認のため30分間指定された場所で待機する。
- (8) 2回目接種予約 経過観察のための待機中に2回目の予防接種予約を行い副反応について説明を受ける。
- (9) 帰宅 待機後、特に問題が無ければ帰宅する。帰宅途中や帰宅後に体調変化あった場合はすぐに病院へ連絡するよう伝える。